

第251期 中間決算公告

2025 年 11 月 26 日

岐阜市神田町八丁目26番地
株式会社 十六銀行
取締役頭取 石 黒 明 秀

中間貸借対照表(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,184,114	預 金	6,348,986
商 品 有 価 証 券	13	譲 渡 性 預 金	20,500
金 銭 の 信 託	7,025	売 現 先 勘 定	76,412
有 価 証 券	1,160,820	債券貸借取引受入担保金	72,899
貸 出 金	5,029,863	借 用 金	497,700
外 国 為 替	6,794	外 国 為 替	654
そ の 他 資 産	25,859	信 託 勘 定 借	220
そ の 他 の 資 産	25,859	そ の 他 負 債	18,951
有 形 固 定 資 産	51,555	未 払 法 人 税 等	3,474
無 形 固 定 資 産	7,576	資 産 除 去 債 務	257
前 払 年 金 費 用	12,623	そ の 他 の 負 債	15,219
支 払 承 諾 見 返	13,807	賞 与 引 当 金	1,045
貸 倒 引 当 金	△ 17,833	退 職 給 付 引 当 金	5,118
		睡眠預金払戻損失引当金	170
		偶 発 損 失 引 当 金	475
		繰 延 税 金 負 債	20,402
		再評価に係る繰延税金負債	6,324
		支 払 承 諾	13,807
		負 債 の 部 合 計	7,083,671
		(純資産の部)	
		資 本 金	36,839
		資 本 剰 余 金	42,473
		資 本 準 備 金	27,817
		そ の 他 資 本 剰 余 金	14,656
		利 益 剰 余 金	253,782
		利 益 準 備 金	20,154
		そ の 他 利 益 剰 余 金	233,627
		別 途 積 立 金	167,700
		繰 越 利 益 剰 余 金	65,927
		株 主 資 本 合 計	333,094
		その他有価証券評価差額金	53,161
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	476
		土 地 再 評 価 差 額 金	11,816
		評価・換算差額等合計	65,453
		純 資 産 の 部 合 計	398,548
資 産 の 部 合 計	7,482,219	負債及び純資産の部合計	7,482,219

中間損益計算書 〔 2025年 4月 1日から
2025年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		58,329
資金運用収益	38,140	
(うち貸出金利息)	(25,830)	
(うち有価証券利息配当金)	(9,447)	
信託報酬	0	
役務取引等収益	9,627	
その他業務収益	288	
その他経常収益	10,272	
経 常 費 用		43,358
資金調達費用	7,808	
(うち預金利息)	(5,234)	
役務取引等費用	3,530	
その他業務費用	11,295	
営業経費	20,184	
その他経常費用	539	
経 常 利 益		14,970
特 別 利 益		5
特 別 損 失		788
税引前中間純利益		14,187
法人税、住民税及び事業税	3,610	
法人税等調整額	116	
法人税等合計		3,727
中 間 純 利 益		10,460

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15 年～50 年
その他	4 年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日。以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権及びこれに相当する信用リスクを有する要注意先債権(以下「要管理先等債権」という。)については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先等債権は3年間、その他の債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象(有価証券)とヘッジ手段(金利スワップ)を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フローを相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. グループ通算制度の適用

当行はグループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金の総額 4,144 百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 14,649 百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,732 百万円
危険債権額	44,695 百万円
要管理債権額	1,498 百万円
三月以上延滞債権額	20 百万円
貸出条件緩和債権額	1,478 百万円
小計額	56,927 百万円
正常債権額	5,042,573 百万円
合計額	5,099,500 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,556百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	225,089 百万円
貸出金	926,535 百万円
その他の資産	1,151 百万円

担保資産に対応する債務

預金	123,531 百万円
売現先勘定	76,412 百万円
債券貸借取引受入担保金	72,899 百万円
借入金	497,700 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券39,487百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金4,434百万円、金融商品等差入担保金653百万円、保証金1,341百万円及び中央清算機関差入証拠金3,320百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,151,445百万円(総合口座取引に係る融資未実行残高452,108百万円を含む。)であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,128,801百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 59,948 百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は52,522百万円であります。

10. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託220百万円であります。

11. 単体自己資本比率(国内基準)は、10.32%であります。

(中間損益計算書関係)

「その他経常収益」には、株式等売却益9,960百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(2025年9月30日現在)

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	13,413	13,503	89
	そ の 他	—	—	—
	小 計	13,413	13,503	89
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	38,862	38,410	△452
	そ の 他	—	—	—
	小 計	38,862	38,410	△452
合 計		52,276	51,913	△362

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2025年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	4,139
関連法人等株式	—

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. その他有価証券(2025年9月30日現在)

	種 類	中間貸借対照表 計 上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	143,654	30,308	113,346
	債 券	59	55	4
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	59	55	4
	そ の 他	79,074	77,009	2,065
	うち外国債券	47,099	46,751	348
	小 計	222,789	107,373	115,415
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	3,174	3,799	△ 625
	債 券	764,157	796,087	△ 31,929
	国 債	122,154	123,633	△ 1,479
	地 方 債	421,124	440,035	△ 18,910
	社 債	220,879	232,419	△ 11,539
	そ の 他	99,755	106,646	△ 6,891
	うち外国債券	63,522	66,446	△ 2,923
	小 計	867,087	906,534	△ 39,446
合 計		1,089,876	1,013,907	75,969

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,708
組合出資金	9,819

組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、社債175百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、中間決算日における時価が、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先が発行する有価証券については30%以上、正常先が発行する有価証券については50%以上下落した場合としております。

なお、破綻先とは、破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	1,029	1,000	29	29	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	4,257 百万円
有価証券	1,826 百万円
退職給付引当金	1,576 百万円
減価償却費	1,081 百万円
その他	1,548 百万円

繰延税金資産小計 10,290 百万円

評価性引当額 △3,786 百万円

繰延税金資産合計 6,504 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△23,350 百万円
前払年金費用	△2,748 百万円
退職給付信託設定益	△491 百万円
繰延ヘッジ損益	△212 百万円
その他	△103 百万円

繰延税金負債合計 △26,906 百万円

繰延税金負債の純額 △20,402 百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当行はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	10,509円10銭
1株当たりの中間純利益金額	275円82銭